

**答 申 書**  
**( 答 申 第 378 号 )**

**令和5年(2023年)12月13日**

---

**1 審査会の結論**

北海道警察本部長が、開示請求に係る公文書について非開示とした部分のうち、別紙1の表の「開示すべき部分」欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨**

別紙2のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「取り調べの状況や内容、弁護人との接見内容等について、身柄拘束中の被疑者が自ら記録しているノート等の取り扱いを定めた文書一切(道警本部が作成したもの。通達などを含む)」である。

北海道警察本部(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「令和3年度No.18留置業務だより」、「令和4年度No.9留置業務だより」及び「刑事指導ニュース(27年度第19号)」の3つの文書(以下これらを総称して「本件公文書」という。)を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、対象公文書に記載された情報のうち、別紙1の表の「本件処分における非開示部分」欄に記載された情報が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第34号)第1条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。なお、改正前、改正後の区別をしない場合は以下「本件条例」という。)第10条第2項第1号で適用する同条第1項第6号に規定する非開示情報(以下「1項6号情報」という。)及び同条第2項第2号に規定する非開示情報(以下「2項2号情報」という。)に該当するとして、令和4年8月16日付け道本留(企)第189号、道本刑(指)第62号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件処分を取り消すことを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人の主張は概ね次のとおりである。

(ア) そもそも公務には法令に基づく適正な執行が求められるのであり、いわゆる「被疑者ノート」を巡っては、一部開示された「令和4年度No.9留置業務だより」でも引用されているとおり、令和4年2月15日名古屋高裁判決が「特段の事情がない限り、内容の検査を行うことは国家賠償法1条1項の適用上違法となる」と判示している。つまり、被疑者ノートの内容を検査することは原則として違法だということである。実施機関が対象文書で示しているのがこうした事情をも踏まえた適正な運用方法であるならば、それを明らかにしたところで不当に安全・秩序維持に支障を生じさせたり、留置業務の円滑な実施を著しく困難にしたりすることにはならない。強制権限をもって被留置者を管理している実施機関にとって、適正な運用方法を明らかにした上で適切に業務を行うことは十分に可能だし、少なくとも、具体的項目のほぼすべてを不開示とすることは、「開かれた道政を一層推進」することを目的とした本件条例の趣旨に明確に反する。

(イ) また、いわゆる「被疑者ノート」は、被留置者が取調べの状況や弁護人等との間の接見内容

などを記録するものであり、秘密性を担保することは接見交通権の実質的保障という見地からも非常に重要といえる。被疑者ノートの取扱いについて留置側の対応が各地で問題となり始めている昨今、適正な職務執行を求められる捜査機関の認識を明らかにすることは、「道民による行政参加と監視の観点」（本件条例前文）からも非常に重要である。

イ 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留置施設から逃走を企てる者、自殺を図ろうとする者などが一定程度存在するところ、このような状況下において、これらの記載内容が明白になると、被疑者ノートその他の被留置者の所持物品等の点検、措置の具体的な方法や留意事項等が明らかとなる、又は類推されることとなり、逃走、自殺、罪証隠滅等の不正な行為を企図する者にとって有意な情報となり、危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為等を誘発するおそれがある。

よって、これらの情報は、2項2号情報の規定に公共の安全と秩序の維持に係る情報の類型のエとして例示されている「被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報」に当たる情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められたため、2項2号情報に該当すると判断したものである。

(イ) 実施機関が留置している者の中には、逮捕・勾留されたことや自らの処遇等に不満を抱き、留置担当官に対する妨害行為や迷惑行為を行おうとする者、留置室に危険物等を持ち込み隠匿しようとする者などが一定程度存在するところ、このような状況下において、これらの記載内容が明白になると、留置業務の妨害等を企図する者にとって有意な情報となり、留置施設の規律又は秩序の維持に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする蓋然性が極めて高い。

よって、これらの情報は、道等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、留置業務に係る事務の適正かつ円滑な実施を著しく困難にすると認められたため、1項6号情報に該当すると判断したものである。

(ウ) 留置業務は、逃走又は罪証隠滅のおそれのある犯罪の被疑者又は被告人を、一定期間、警察の留置施設に強制的に収容するという特殊な業務であるところ、実際に被留置者が逃走し、又は自殺を企図されるなどされ、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に重大な支障が生じた事例が少なくない。

こうした状況下において、実施機関が本件処分で非開示とした部分を開示することとなれば、前述したとおり、被疑者ノートその他の被留置者の所持物品等の点検、措置の具体的な方法、留意事項やその判断基準の一端が明らかとなる、又は類推されることとなり、逃走、自殺、罪証隠滅等の不正な行為を企図する者にとって有意な情報となり、危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為等の不正な行為を誘発するおそれがあることは、留置業務の特殊性や過去の実例を踏まえると、否定されるものではない。

ウ 以下、実施機関が行った本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 1項6号情報について

旧条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

なお、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑

な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

(イ) 2項2号情報について

旧条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

その趣旨としては、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、公安委員会及び警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

なお、本号を適用し非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要であると解される。

(ウ) 以下、実施機関が1項6号情報及び2項2号情報に該当するとして非開示とした部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

a 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号。以下「審査会条例」という。）第7条第1項の規定に基づき本件公文書を見分したところ、本件公文書のうち、別紙1の表の1の「本件処分における非開示部分」の(1)「事例」欄には、被疑者ノートに関して修繕を要した事例が記載されているが、その前段には、被疑者ノートの留置施設における一般的な取扱いが記載されているにすぎず、後段には、その取扱いの中で弁護士から抗議があった事例が記載されているにすぎない。また、同表1の(2)には、被疑者ノートに関する紛議対応が記載されているが、当該非開示部分には、被疑者ノートの修繕場所に関する事項が記載されているにすぎない。ゆえに、これらの情報を開示したとしても、今後、反復又は継続して行われる留置業務に係る事務の円滑な実施を「著しく」困難にするとは認められない。

また、当該非開示部分の情報は、2項2号情報の類型に該当することから、実施機関は、この情報が明らかになると、逃走、自殺、罪証隠滅等を企図する者に優位な情報を与え、対応措置を講じられるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると主張している。当審査会において、審査会条例第7条第4項の規定に基づき実施機関に対し聴取を行ったところ、実施機関は、当該情報が公にされると、被留置者が記載の運用方法と異なる運用方法であることを指摘し、精神的に優位に立つことによって、留置業務に係る事務の円滑な実施を困難にし、あるいは逃走、自殺、罪証隠滅等を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると主張する。しかし、留置施設における物品の一般的な取扱いや被疑者ノートの修繕場所が明らかになったとしても、それによって直ちに被留置者により罪証隠滅等が行われるおそれが高まり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じるとまでいうことはできない。

よって、別紙1の表の1に掲げる非開示部分については、全て開示することが妥当である。

b 次に、別紙1の表の2の(1)に掲げる非開示部分には、弁護士等から被疑者ノートの差入れがあったときの対応方法が記載されているが、その内容は、被留置者に対する措置ではなく、差し入れる弁護士等に対する措置が記載されているにすぎない。ゆえに、これらの情報を開示したとしても、今後、反復又は継続して行われる留置業務に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするとは認められず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとも認められない。

よって、別紙1の表の2の(1)に掲げる非開示部分についても、全て開示することが妥当である。

- c 次に、別紙1の表の2の(2)及び(4)に掲げる非開示部分には、被疑者ノートに係る検査に関する事項が記載されている。このうち、(2)の「被留置者に交付した後」の下部に記載されている項目のうち、3項目目及び4項目目の非開示部分には、被疑者ノートに係る具体的な検査方法が記載されており、開示することにより、逃走、自殺及び罪証隠滅等を企図する者に有意な情報を与え、対応措置を講じられるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認めることにつき「相当の理由」がある情報と考えられる。

よって、実施機関が2項2号情報に該当するとして、当該部分を非開示としたことは、妥当である。

一方、(2)の「被留置者に交付した後」の右側部分に記載されている枠線内の情報並びに下部に記載されている項目の2項目目及び(4)に掲げる非開示部分には、被疑者ノートに関する判例で示された一般的な事項や判旨から容易に導かれる例示が記載されているにすぎず、その他の部分についても具体的な検査方法が記載されているわけではない。ゆえに、これらの情報を開示したとしても、今後、反復又は継続して行われる留置業務に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするとは認められず、また、公共の安全と秩序の維持に「支障が生ずるおそれがある」との実質的な理由も認められない。

よって、別紙1の表の2の(2)及び(4)に掲げる非開示部分については、(2)の「被留置者に交付した後」の下部に記載されている項目の3項目目及び4項目目の非開示部分を除き、全て開示することが妥当である。

- d 最後に、別紙1の表の2の(3)に掲げる非開示部分は、被疑者ノートの綴り紐が損傷した場合の取扱いが記載されているが、被疑者ノートの修繕方法や修繕場所、あるいは修繕しない場合の取扱いが記載されているにすぎず、これらの情報を開示したとしても、今後、反復又は継続して行われる留置業務に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするとは認められない。また、前記aと同様、実施機関に対する聴取においても、公共の安全と秩序の維持に「支障が生ずるおそれがある」実質的な理由は認められなかった。

よって、別紙1の表の2の(3)に掲げる非開示部分については、全て開示することが妥当である。

- (4) 請求人のその他の主張については、本件処分における条例の解釈運用を左右するものとは認められないから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年11月10日	○ 諮問書の受理（諮問番号688） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③代表者資格証明書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧反論しない旨の連絡文書の写し、⑨対象公文書の写しの提出
令和5年7月27日	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
令和5年9月8日 (第三部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和5年10月24日 (第三部会)	○ 答申案骨子審議
令和5年12月7日 (第118回全体会)	○ 答申案審議
令和5年12月13日	○ 答申

別紙1

審査会が開示すべきと判断する部分

番号	公文書の名称	本件処分における非開示部分	開示すべき部分
1	令和3年度N o 18 留置業務だより	(1)「事例」欄 (2)「被疑者ノートに関する紛議 対応について！」の記載事項 の一部	全て
2	令和4年度N o . 9 留置業務だより	(1)「弁護人等から差入れがあっ たとき」欄 (2)「被留置者に交付した後」欄  (3)「綴り紐の損傷により修繕す るとき」欄 (4)二重線枠内最下段部の記載 事項	(1)全て  (2)「被留置者に交付した後」の 右側部分に記載されている 枠線内の情報並びに「被留置 者に交付した後」の下部に記 載されている項目のうち、1 項目目及び2項目目  (3)全て  (4)全て